

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の
提出を求める公告

令和 8 年 2 月 2 7 日

岩沼市長 佐藤 淳一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本公告に係る契約締結は、当該契約に係る令和8年度予算が成立し、当該予算が執行可能となることを条件とする。岩沼市議会において、予算案の否決が生じた場合などは、本市の事情により当該契約手続を中止する場合がある。中止とした場合、本市は一切の責任を負わないものとする。

1. 公募の主旨

本件は、聴覚機能、言語機能、音声機能の障害により意思疎通を図ることに支障のある障害者に対し、手話又は要約筆記の手法を用いて障害者の意思疎通の支援を行う者の派遣を行うものである。

以下の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との随意契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、見積合わせに移行する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度 岩沼市意思疎通支援(手話通訳者及び要約筆記者派遣)事業
- (2) 業務内容
 - ・手話通訳者、要約筆記者の把握と手配及び本市と通訳者との連絡調整を行う。
 - ・本市が通訳者の派遣を決めた際は受託者へ依頼書を提出し、受託者は当該依頼に基づき通訳者の派遣を行う。
 - ・実績報告書の作成と派遣対象者から利用に係る履行確認を受けて、報告書を本市に提出すること。
 - ・ニーズに応じ、手話通訳者等の派遣と合わせてタブレット等を用いた遠隔による手話通訳等の実施を行う。
 - ・緊急的に通訳者を派遣する必要がある場合は、岩沼市及び

受託者間で協議調整のうえ、実施できる。

・通訳に必要なパソコン及び周辺機器の手配。

(3) 履行期間 契約締結日の翌平日から令和9年3月31日まで

3. 業務目的

障害者の地域における自立生活及び社会参加の促進を図るため

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 岩沼市から指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった見積合わせにおいて、指名停止を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。
- ③ 岩沼市入札契約暴力団等排除要綱別表各号に該当する者でないこと。
- ④ 市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 事業所の所在地に関する要件

宮城県内に本店又は支店(営業所を含む)を有した社団法人又は要約筆記通訳者団体であること。

(3) 仕様書の理解に関する要件

本業務を行うにあたり仕様書内容の理解について概要と注意事項を示せること。

(4) 業務履行体制に関する要件

連絡調整業務等担当者として、当該業務に精通した専門的知識及び技術を有する手話通訳者か手話通訳士のいずれか1人以上と要約筆記者を1人以上配置すること。

5. 手続等

(1) 担当部課

〒989-2480 宮城県岩沼市桜一丁目6番20号
岩沼市 総務部総務課 契約係
電話:0223-23-0185

(2) 公募説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間:令和8年2月27日 から 令和8年3月9日 までの9時から16時まで(岩沼市の休日を定める条例(平成元年条例第36号)に規定する休日を除く。)

場所及び方法:5. (1)にて、配布する。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限:令和8年3月10日 16:00まで

場所及び方法:5. (1)に同じ。持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- (3) その他詳細は公募説明書による。